

# 第1部 総論



## 健康福祉総合計画 2022 第2次改定にあたって

### 1 第2次改定の基本的な考え方

---

三鷹市では、2011年度（平成23年度）に健康福祉総合計画2022を策定し、2015年度（平成27年度）に第1次改定を行いました。

今回の第2次改定は、中期4年間の達成状況と第1次改定時から現在までの法改正や制度変更等を踏まえた時点修正的な改定を基本とします。

### 2 改定後の計画期間

---

改定後の計画期間は、2019年度（令和元年度）から2022年度（令和4年度）とします。

### 3 第4次基本計画との関係

---

三鷹市自治基本条例第13条第2項では、「基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない」と定めています。

この条例に基づき、同時並行で改定作業を進めている第4次基本計画第2次改定との整合・連動を図りながら、より詳細な内容を掲載した計画として改定します。

### 4 市民参加

---

2011年度（平成23年度）の健康福祉総合計画2022策定時には、「健康福祉審議会」で意見をいただいたほか、個別計画ごとに「市民会議」を開催し、市民の意見を聴取しました。

今回の第2次改定にあたっては、第1次改定と同様に、時点修正的な改定を基本とすることから、新たな市民会議等を設けず、「健康福祉審議会」での意見聴取やパブリックコメントの実施により市民参加を図りました。なお、「高齢者計画・第七期介護保険事業計画」、「障がい者（児）計画」については、今回の改定に先行して2017年度（平成29年度）に策定のための市民会議等を設け意見を聴取したこと、また、「第2期子ども・子育て支援事業計画」については、2019年度（令和元年度）に策定を行う中で、「子ども・子育て会議」等において意見を聴取していることから、その意見を計画に反映しています。

## 第1 計画の前提

### 1 計画の目的

---

この計画は、三鷹市基本構想及び第4次三鷹市基本計画に掲げる8つの施策のうち、「希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる」及び「いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる（このうち、子ども・子育て支援施策）」の実現に向けて、健康福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の方向を定めることを目的とします。

### 2 計画の位置付け、構成、法定計画との関係

---

#### (1) 計画の位置付け

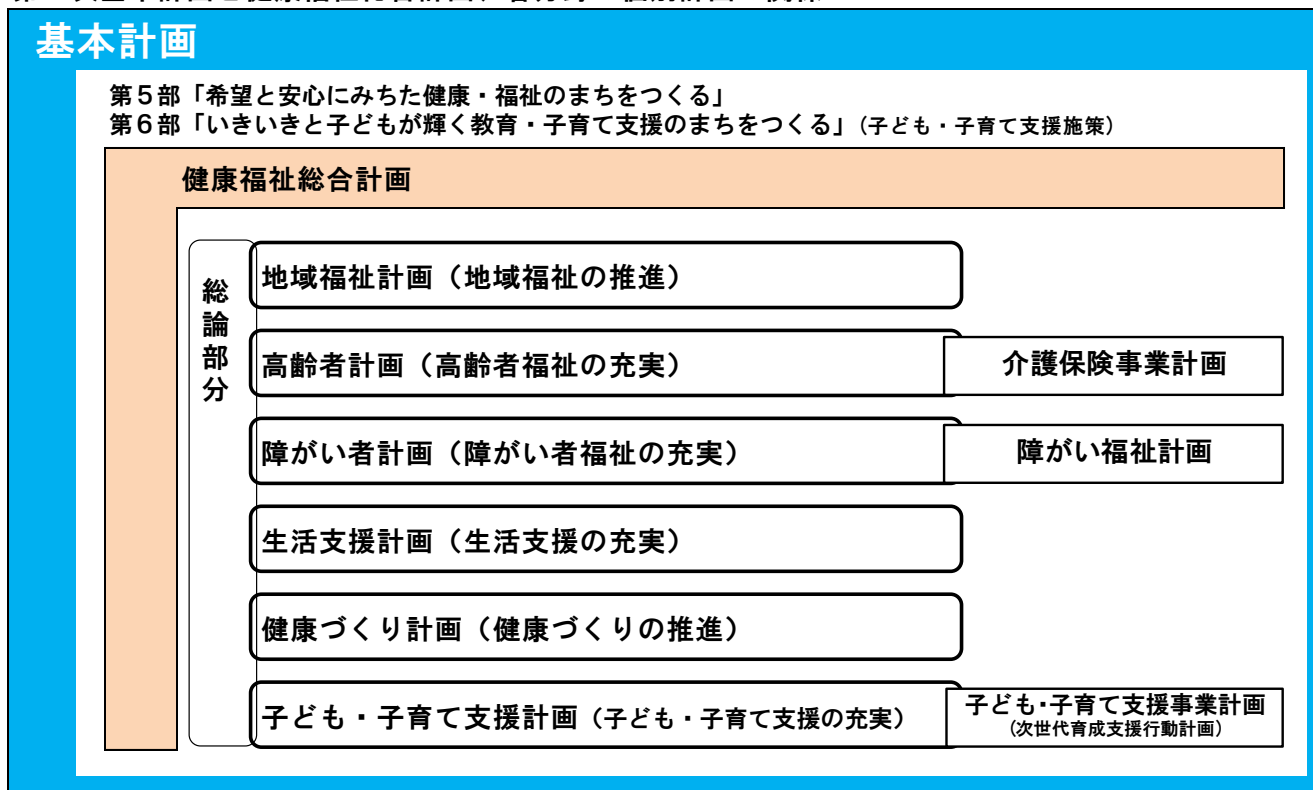
この計画は、三鷹市基本構想及び第4次三鷹市基本計画を上位計画とし、市の全施策の総合計画である基本計画のうち健康福祉分野の施策について、基本計画との整合を図りながら、高齢者、障がい者、子ども等すべての市民の健康及び福祉に関する個別の計画及び施策を総合化して策定するものです。また、この計画は、三鷹市健康福祉総合条例に基づく健康福祉施策に関する総合計画とします。

#### (2) 計画の構成と、「各分野の横断的な連携、共通施策・事業」

この計画は、「地域福祉計画（地域福祉の推進）」「高齢者計画（高齢者福祉の充実）」「障がい者計画（障がい者福祉の充実）」「生活支援計画（生活支援の充実）」「健康づくり計画（健康づくりの推進）」「子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援の充実）」の6つの個別分野の計画で構成します。

それぞれの「計画」間における「横断的な連携、共通施策・事業」については、それぞれの「計画」の「施策・事業体系」に、参照関係を明確にした上で重複掲載し、総合行政を進めていきます（その上で、事業内容等は主たる項目に掲載します。）。あわせて、こうした「横断的な連携、共通施策・事業」については「地域福祉計画」にも掲載します。

第4次基本計画と健康福祉総合計画、各分野の個別計画の関係



(3) 法令に定める計画との関係

次の個別分野の計画は、それぞれ次のとおり法令に定める計画の性格を合わせ持つものとします。

ア 地域福祉計画（社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」）

※ 地域福祉計画は、市民が地域においてその人らしく安心して暮らしていくための「地域における支え合いの仕組みづくり」のほか、健康福祉分野の高齢者、障がい者、子ども等すべての計画にかかわる「健康福祉施策の横断的な連携、共通施策・事業」（例：権利擁護等）、「都市整備部門との協働施策（例：バリアフリー推進）」等、健康福祉施策を総合的に推進するために必要な施策・事業を掲載するとともに、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図るものです。

イ 高齢者計画（老人福祉法第20条の8の「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条の「\*市町村介護保険事業計画」）

ウ 障がい者計画（障害者基本法第11条の「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条の「\*市町村障害福祉計画」）

エ 健康づくり計画（健康増進法第8条の「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条の「市町村食育推進計画」）

オ 子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援法第61条の「\*市町村子ども・子育て支援事業計画」）

※ 「子ども・子育て支援事業計画」は、「次世代育成支援行動計画」を継承しています。

※ 上記イの「\*介護保険事業計画」、ウの「\*障がい福祉計画」及びオの「\*市町村子ども・子育て支援事業計画」は内容が詳細なため、他の個別分野計画とのバランス等を勘案し、健康福祉総合計画では基本的な内容を掲載し、詳細はそれぞれ別途計画を策定します。

### 3 目標年次・計画期間

この計画の目標年次は、第4次三鷹市基本計画との整合を図り、概ね令和4年度までとします。  
 なお、全国的な基準により策定される、介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画の計画期間については、この計画との整合を図りながら、それぞれの基準に従うこととします。

目標年次・計画期間

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4
第4次基本計画	← 第2次改定計画期間 →											
健康福祉総合計画 2022	前期				中期				後期			
地域福祉計画	前期				中期				後期			
高齢者計画	前期				中期				後期			
介護保険事業計画	第四期	第五期計画			第六期計画			第七期計画		第八期		
障がい者計画	前期				中期				後期			
障がい福祉計画	第2期	第3期計画			第4期計画			第5期計画		第6期		
障がい児福祉計画								第1期計画		第2期		
生活支援計画[施策]	前期				中期				後期			
健康づくり計画	前期				中期				後期			
子ども・子育て支援計画												
次世代育成支援行動計画	後期計画（平成22～26年度）				子ども・子育て支援事業計画（第1期）				同計画（第2期）			

## 4 三鷹市健康福祉総合計画2022（第1次改定）の達成状況（平成30年度末現在）

---

三鷹市健康福祉総合計画2022（第1次改定）に基づく、中期（平成27年度～30年度）の主な事業の成果は、以下のとおりです。

### （1）地域福祉の推進

地域福祉の推進では、地域ケアネットワークの活動支援を継続するとともに、地域ケアネットワークを全市展開し、「共助」のまちづくりの推進を図りました。避難行動要支援者支援事業については、災害対策基本法に基づく名簿を作成するとともに、支援の仕組みづくりに努めました。見守りネットワーク事業については、地域での見守りや安否確認を協働して行うために、民生・児童委員をはじめ地域包括支援センター、地域ケアネットワーク、見守り協力団体等との連携を強化し、取り組みました。

### （2）高齢者福祉の充実

高齢者福祉の充実では、「高齢者の生活と福祉実態調査」を実施し、その結果を踏まえて検討市民会議やパブリックコメント等の市民の意見を反映させた三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画を策定しました。

在宅生活の支援・推進では、高齢者が、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」を立ち上げ、在宅医療・介護連携支援窓口や後方支援病床利用事業等をスタートさせたほか、多職種交流会の開催等、地域の医療・介護の関係機関、関係団体等との連携体制の構築に取り組みました。

認知症高齢者の支援については、認知症の方を必要な医療・介護へとつなげる認知症アウトリーチ事業や認知症初期集中支援推進事業を開始したほか、小学生を対象とした「みたか認知症キッズサポーター」の養成、認知症への支援体制などを紹介した「認知症ガイドブック」の発行など、「認知症にやさしいまち三鷹」の実現に向けた新たな取り組みを進めました。

介護保険サービスの充実では、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、要支援1・2のほか、みたか日常生活チェックシートによる事業対象者の抽出に取り組み、一般介護予防事業も含め、総合的な介護予防事業に取り組んだほか、みたかふれあい支援員の養成など、三鷹市独自の高齢者支援の取り組みを進めました。

### （3）障がい者福祉の充実

障がい者福祉の充実については、「障がい者等の生活と福祉実態調査」において、3障がい（身体・知的・精神）に加え、難病患者、発達障がい、高次脳機能障がい関係者等へもアンケート及びヒアリング調査を行い、この結果を踏まえ三鷹市障がい者地域自立支援協議会を中心に検討を行い、「三鷹市障がい者（児）計画」を策定しました。

また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、同法の理念・趣旨等を正しく理解するとともに、「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」を踏まえた知識の習得

を図るため、全職員向けの研修を実施しました。

北野ハピネスセンターの幼児部門を三鷹市中央防災公園・元気創造プラザ内に移転し、地域の中核的な療育支援施設として、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、平成29年4月より「子ども発達支援センター」を開設しました。また、成人部門については、さらなる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るため、平成30年4月より同センターの管理運営に関する業務を指定管理者に移行しました。

#### (4) 生活支援の充実

生活支援の充実については、生活保護制度の主要課題である「自立支援の充実」について、生活保護受給者の就労自立支援プログラムに基づき、ハローワーク等との関係機関と連携した就労支援により新規就労者数の増を図るとともに、健康管理支援員等を活用した精神障がい者等の自立支援では受給者個々の状況に応じた支援を行いました。また、生活保護の適正実施については、年金・資産調査を行う自立支援員により、収入状況の把握や年金申請の支援の強化を引き続き図るなど、運用体制の強化に努めました。

#### (5) 健康づくりの推進

健康づくりの推進では、病気にならないための予防に重点を置き、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりに取り組みました。

また、母子保健においては、妊娠・出産・育児に関する親の不安の軽減を図り、安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むために、三鷹市医師会等関係機関と連携して取り組みました。

#### (6) 子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援の充実については、平成29年度に「子ども発達支援センター」を開設し、「総合保健センター」「子ども家庭支援センター」とともに、それぞれの専門性を活かした連携体制を構築して、総合的にすべての子どもと子育て家庭を支える「子育て世代包括支援センター機能」を整備し、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組みました。親子ひろばや一時預かり事業など子育て支援の拡充や子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実により、子育て家庭の不安感や負担感の軽減、孤立化の防止を図るとともに、子ども家庭支援センターのびのびひろばの虐待対策コーディネーターを中心に、「子ども家庭支援ネットワーク」の関係機関と連携し、児童虐待の予防、早期発見、発生時における迅速かつ的確な組織的対応に努めました。

また、社会的な課題となっている保育園の待機児童対策としては、分園を含め民間認可保育園14園（平成28年4月3園、平成29年4月3園、平成30年4月4園、平成31年4月4園）を開設するとともに、「保育士等キャリアアップ補助事業」や「保育従事職員宿舍借り上げ支援事業」の実施などにより保育士等の処遇改善を図ることで、保育事業に欠かせない人財の確保に大きな成果を上げることができました。

また、近年、入所希望者が増加している学童保育所については、新規に学童保育所4か所（平成27年度2か所、平成28年度1か所、平成29年度1か所）を開設したほか、小・中学校の施設を活用して定員の拡充を図りました。

## 第2 計画策定の社会的背景及び健康福祉施策の現状と今後の方向性

### 1 計画策定の社会的背景

#### (1) 少子高齢社会の進展

少子高齢化が続いています。2015年（平成27年）の国勢調査によれば、全国の65歳以上の高齢者の人口は、平均寿命の延伸等により前回調査（平成22年）よりも14.4%増加し、その割合は26.6%になる一方で、15歳未満の年少人口は、出生数の減少傾向等により前回調査よりも5.5%減少し、その割合も12.6%に低下しています。また、調査開始以来初めて総人口が前回調査より減少となる中で世帯数は増加しており、核家族化の定着等により、世帯規模の縮小、単身世帯の増加傾向が示されています。なお、三鷹市では、2016年（平成28年）4月1日現在の住民基本台帳人口をみると、65歳以上の高齢者人口の割合は21.4%、15歳未満の年少人口の割合は12.5%となっており、高齢者人口と年少人口のいずれの割合も、国勢調査の全国数値よりも低くなっています。

高齢化の状況について高齢社会白書による将来推計でみると、2015年（平成27年）に4人に1人が65歳以上の高齢者（現役世代（15歳～64歳）2.3人で1人の高齢者を支える）、8人に1人が75歳以上の高齢者という「高齢社会」を迎えています。同推計によると、2065年（令和47年）には高齢化はさらに進展し、2.6人に1人が65歳以上の高齢者（現役世代（15歳～64歳）1.3人で1人の高齢者を支える）、4人に1人が75歳以上の高齢者という社会が到来するとしています。このように高齢化が進展する中で、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、多様な価値観と行動力を持った元気な高齢者がこれまで以上に増加することが予想され、地域活動やボランティア活動の新たな担い手になるという「人生100年時代」へ向けた期待がある一方、人口減少や単身世帯の増などによる家族形態の変化も進行していることから、その後の高齢者福祉にかかわる急激な負担の増加も予想されています。

一方、少子化については、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示す「合計特殊出生率」が2005年（平成17年）に過去最低の1.26を記録してから、その後は微増傾向で推移し、2018年（平成30年）では1.42となっているものの、出産適齢期の女性の人口が今後も減少傾向にあることを考えると、少子化の傾向は今後も続くものと予測されます。

また、少子化の主な要因としては、若い世代に結婚や子どもを持つことに希望はあるものの、所得の伸び悩みからくる経済的不安感が未婚化や晩婚化を進行させていることや、核家族化や仕事との両立等を考えたときの子育てに対する負担感の増大等が考えられています。

#### (2) 地域に暮らす人々による「共助」の仕組みづくり（コミュニティ創生）

少子高齢社会の進展と、核家族化、世帯・家族規模の縮小により、高齢者単身や高齢者のみの世帯が増加しています。さらに、地域における人と人とのつながりの希薄化や雇用のあり方の変化等



により、これまでの家族、地域、そして企業のセーフティーネット機能の縮小が進み、「地域社会（コミュニティ）」において高齢者の所在不明問題や子ども等への虐待、ひきこもりなど高齢者等の暮らしや子育てを始めとして様々な生活課題が生じています。このように地域における高齢者や子育て家庭等の孤立化に起因した事象が顕在化する中で、分野をまたぎ複合的な支援が必要となる対応困難なケースも増加しています。そこで、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）の趣旨に則り、地域共生社会の実現を目指し、高齢者等の見守りや子育て支援にとどまらない地域住民等による新たな支え合い（共助）の仕組みづくり（コミュニティ創生）が求められてきています。

### （3）介護保険法の改正

平成12年4月から介護保険制度がスタートしましたが、介護保険に関する様々な課題に対応して定期的に制度の見直し（法改正）が行われています。平成17年の改正では「介護予防の推進」や「地域密着型サービスと地域包括支援センターの創設等の地域包括ケア体制確立に向けた取組」が導入され、平成23年の改正では「24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設」等が、平成26年の改正では「地域包括ケアシステムの構築」に向けた「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施や「一定所得以上の利用者の自己負担の引き上げ」等が、平成29年の改正では「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保の実現」に向けた「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」や「医療・介護の連携の推進」等が導入されています。その一方、高齢化の進展によるサービス給付費の増など、介護保険料を含めた現行（社会保険）制度の負担の枠組みについては、持続可能な安定的な制度の実現に向けた課題も指摘されています。

### （4）障がい者施策の動向

近年の障がい者施策をめぐる国の動向は、平成26年の障害者権利条約の批准をめざした動きとして、平成23年の「障害者基本法の改正」や「障害者虐待防止法の制定」を皮切りに、平成25年の「障害者優先調達推進法の施行」、「障害者雇用促進法の改正」、「障害者差別解消法の制定」や「障害者基本計画（第3次）の策定」、「障害者総合支援法の施行」など大きな変化を見せています。また、障がい者等を取り巻く状況も、障がい者の重度化・高齢化が進み、親亡き後の問題への対応や家族等のレスパイト施策などの充実が求められるとともに、平成30年には障害者総合支援法の改正により、「就労定着支援」や「自立生活援助」等、新規サービスの開始や既存サービスの見直しが行われるなど、目まぐるしく変化してきています。こうした障がい者施策の動向を踏まえた、障がい者計画の改定、障がい者（児）計画策定など、適切な制度対応に向けた取り組みが求められています。

### （5）生活困窮者自立支援法の施行

平成25年12月6日に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年4月に施行されました。この法律は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、制度の狭間に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援として、生活保護法の見直しと併せ「第二のセーフティーネット」<sup>1)</sup>の機能を抜本的に強化するものです。

本制度は、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対応して包括的な相談支援を行う自立相談支援事業を中心とし、個々の生活困窮者の状況に応じ、居住、就労、家計等の相談や支援を、関係機関等の緊密な連携により一体的に提供するものです。中心となる自立相談支援事業においては、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談員を配置し、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を進め、日常生活、社会的・経済的な自立に向け支援を行います。

(注1) 第二のセーフティーネット：社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティーネットは第一のセーフティーネット、生活保護は第三のセーフティーネット、その間の仕組みは第二のセーフティーネットと呼ばれています。

## (6) 子育て支援の状況

国は平成 2 年の合計特殊出生率「1.57 ショック」を契機として、様々な少子化対策に取り組んでいます。平成 27 年 4 月には、子育て家庭の不安や負担、孤立感を和らげ、子育て家庭が喜びを感じながら子育てができるよう、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を図り社会全体で子どもの育ちと子育てを支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を導入し、令和元年 10 月には、子育て家庭の経済的負担の軽減と生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の保障を目的とした幼児教育・保育の無償化による制度の拡充を行いました。

その一方で、幼い子どもの命がうばわれる児童虐待事件が後を絶ちません。国は平成 28 年に成立した児童福祉法の一部改正において、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化するとともに、国及び地方自治体には児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを規定しています。

こうした国の動きを踏まえ、市民に一番近い基礎自治体には、「子どもの最善の利益」の実現をめざして、すべての子どもと子育て家庭が生き生きと安心して生活することができるよう、それぞれの子育て家庭に寄り添った妊娠期からの切れ目のない子ども・子育て支援に取り組むことがこれまで以上に求められています。

## 2 健康福祉施策の現状と今後の方向性

### ■ 地域福祉 ■

少子高齢社会の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、家族のセーフティネット機能が縮小するとともに、地域における人と人とのつながりも希薄になってきています。その一方で、地域における課題は、社会的な孤立や孤独など様々な問題が複雑にからみ合い多様化しており、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすためには、地域の実情を把握している住民と行政や専門機関等が協働して地域の課題を発見し、解決していくための新たな支え合い（共助）の仕組みや状況に応じて各分野が連携して対応する仕組みなどが求められています。

そこで、共助の仕組みとして、地域ケアネットワーク推進事業、避難行動要支援者支援事業、見守りネットワーク事業等を推進するとともに、学校、NPO 法人、福祉施設等関係機関との連携や地域交流・多世代交流の推進などにより、コミュニティの創生に取り組みます。また、障がい者・高齢者の移手段の確保や住宅の居住支援を行うとともに、公共施設等のバリアフリーガイドの充実等により、バリアフリーのまちづくりを推進します。

さらに、権利擁護センターみたかの運営や、第三者評価事業や社会福祉法人に対する指導監査の充実を図り、福祉を支える環境の整備に取り組みます。

### ■ 高齢者福祉 ■

全国的な高齢化の進展に伴い、三鷹市の高齢化率も21%を超え、市民の5人に1人が高齢者という時代になっています。さらに今後は、いわゆる「団塊の世代」の方々が後期高齢者となる時期を迎えようとしています。

これまで、市では、「コミュニティ創生」の取組として、地域で見守り支え合う（共助）の仕組みづくりである地域ケアネットワークの全市展開を図るとともに、元気な高齢者が自らの経験を活かせる社会参加の場の提供や民間資源を活用した地域人財の育成などに努めてきました。また、地域の高齢者に関する地域課題の発見・把握のため、「地域包括ケア会議（三鷹版地域ケア会議）」の実施や、増加しつつある認知症高齢者への対応として「認知症サポーター養成講座」などによる支援事業を展開してきました。また、平成29年の介護保険制度の改正を踏まえて策定した、平成30年度からの「三鷹市高齢者計画・第七期介護保険事業計画」では、高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域社会の実現を目指す「地域包括ケアシステムの深化・推進」を基本目標に掲げました。

これからは、医療、介護、福祉の多職種連携を深めながら「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「介護予防・生活支援サービスの整備」、「高齢者の住まいの安定的な確保」、「地域包括支援センターの機能強化」といった事業を中心に介護保険サービスの充実に努めるとともに、地域で高齢者を支える仕組みづくりを早急に構築していくことが課題となっています。

団塊の世代が高齢者となり、さらには令和7年には75歳以上の後期高齢者となることから、介護サービスを必要とする高齢者は今後一層増加することが見込まれています。

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して年齢を重ねることができるよう、元気な高齢

者が参加できる社会活動の場の提供に努めるとともに、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者への生活支援体制の整備や、介護と医療の連携、成年後見制度の推進など、地域社会で高齢者を支え合う仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

また、高齢化の進行に伴い、要支援・要介護者数も増加することから、介護サービス費の増加も見込まれています。介護予防・日常生活支援総合事業の推進や介護事業者への指導による給付の適正化に努めるとともに、介護保険制度の改正に適切に対応し、介護保険事業の円滑な実施に取り組みます。

## ■ 障がい者福祉 ■

平成26年1月、我が国は、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進すること等を目的とした初めての国際条約となる「障害者権利条約」を批准しました。この条約の批准に先立ち、平成23年8月には障害者基本法を改正、平成25年6月には障害者差別解消法が成立するなど、国内法令の整備が進められました。また、平成24年4月には児童福祉法の一部改正により、施設・事業体系が、利用形態の別により一元化されるとともに、平成25年4月には障害者総合支援法が施行され、障がい者の範囲に難病等が加えられ障害福祉サービスの対象となるなど、制度の拡充が図られました。加えて、平成25年4月には、障害者優先調達推進法の施行により、国及び地方公共団体等による障害者就労施設からの物品等の調達環境が整備されるとともに、平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いの禁止と障がい者の求めに応じて合理的な配慮を行うことが義務付け（民間事業者の場合は努力義務）られました。

これらの動向等を踏まえ、市では「障がい者計画」、及び「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体とした「障がい者（児）計画」を策定し、関係機関等との連携を図るとともに、「障がい者等実態調査」の実施や、「障がい者地域自立支援協議会」等との協働により、当事者ニーズや課題の把握に努め、各種施策の推進に努めてきました。

市内の障がい者等は引き続き増加傾向にあります。難病等対象疾病拡充への対応や、高次脳機能障がい、発達障がい等、障がいの多様化に伴うニーズへのきめ細やかな対応が求められるとともに、障がい者の高齢化・重度化や、「親亡き後の支援」のあり方の検討や家族等のレスパイト施策の充実を図る必要があります。また、災害時等における障がい者等災害弱者の安全安心の確保や、当事者ニーズに基づいたサービス提供体制等の構築が課題です。

これからも、障がい者等が人権を尊重され、住み慣れた地域において個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができ、障がいの有無にかかわらず誰もが共生できるまちづくりをめざします。障がい者の地域における自立支援施策を基礎に、障がい者の主体的な活動を保障するバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、障がい者制度改革の動向を注視しながら、障がい当事者の視点に立ったサービスを提供します。

## ■ 生活支援 ■

生活保護制度は昭和25年に生活保護法が制定されて以来、「最後のセーフティーネット」<sup>(注2)</sup>として機能してきました。生活保護の受給者は、平成7年度を底に全国的に一貫して増え続けてきましたが、平成27年3月をピークに減少に転じています。三鷹市においても、平成25年度以降、微減傾向となっています。これは、雇用情勢の改善等に加え、平成17年度から、市が積極的に取り組んで

きた就労支援をはじめとする自立支援プログラムの成果があげられます。今後も、生活保護に至る前の第二のセーフティーネットとして平成27年4月から開始した生活困窮者自立支援制度の活用や生活保護受給者の自立支援のさらなる充実に取り組みます。

市民だれもが安心して生活が営めるように、生活保護については、生活に困窮した方が相談しやすい体制にするとともに、制度のより一層の適正化に取り組みます。また、生活保護受給者の自立支援のための体制整備を図り、就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援を充実します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援や低所得者・離職者支援を引き続き推進します。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業の実施やジェネリック医薬品<sup>(注3)</sup>の利用促進などによる医療費の適正化のほか、国民健康保険税の改定などにより、保険財政の健全化を図ってきました。

一方、平成30年度から都道府県単位化により、東京都が財政運営の中心的な役割を担うこととなりましたが、国民健康保険制度の構造的な問題から、その財政状況は引き続き大変厳しい状況です。国民健康保険税の収納率向上を図るとともに、低所得者層に対する負担軽減の拡充を図りながら、適正な負担のあり方について検討し、東京都とともに国民健康保険財政の健全化に取り組みます。

なお、国や東京都に対して、財政基盤の拡充・強化や医療保険制度の一本化に向けた国民健康保険制度の改革を進めるための要請を行い、国民健康保険制度の改善に努めます。

平成20年度に創設された後期高齢者医療制度については、その運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の徴収や申請の受付等において、きめ細かな丁寧な対応に努めてきました。今後、国が進める高齢者医療制度改革の動向を注視し、引き続き丁寧な対応に努めます。

(注2) セーフティーネット：直訳すると「安全網」ですが、社会保障制度の仕組みを表す用語として使用されています。第一は、年金、雇用などの社会保険、第二のセーフティーネットとは、最後のセーフティーネットである生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつける雇用・生活・住宅に関する諸事業のことを指します。

(注3) ジェネリック医薬品：後発医薬品ともいわれ、特許が切れ、安価に供給できる医薬品を製薬会社が製造あるいは供給する医薬品のことを指します。

## ■ 健康づくり ■

少子高齢化が進む現代社会において、日頃から健康的な生活を営むためには、病気そのものを減らし、生きがいを持って生活できる「健康寿命」を延ばすことが重要です。市民が主体的に自らの健康づくりに取り組めるよう支援し、地域全体の健康維持・増進を図るため、市は、住民協議会と協働して地域健康づくり事業を実施しています。

また、自身の健康管理や生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を図るため、がん検診や特定健康診査・特定保健指導等を実施するとともに、予防接種については、正しい知識の普及啓発に努め、感染症を予防し、健康保持と公衆衛生の向上を図ります。

母子保健においては、妊婦健康診査の超音波検査の年齢制限を撤廃し、全妊婦を公費助成の対象としました。また、未受診等で居住実態が把握できない子どもに対し、関係機関と協力し、実態の把握に努め、ネグレクト等の虐待の早期発見に努めています。

今後は、妊娠期から子育て期にわたって、各家庭のニーズに応じた支援を切れ目なく行い、出産・

子育てに関する不安の軽減と妊産婦や乳幼児の心身の健康保持増進を図るとともに、虐待等のリスク要因のある家庭に対する継続的な支援に努めます。

また、平成29年度の子ども発達支援センターの開設を受け、発達に課題がある子どもの早期発見から早期支援につなげる新たな仕組みを検討し、更なる連携を図っていきます。

市民一人ひとりが、生涯を通じて「自らの健康は自ら守り・つくる」という意識を醸成するとともに、地域において市民、行政、関係団体等が協働して取り組んでいくことが大切です。

これからも市民一人ひとりの心身が健やかで、肉体的、精神的、社会的に調和のとれた状態、真の健康になることをめざし、保健・医療・福祉の連携を図りながら、健康づくりを進めていきます。

また、健康づくりにおいては病気にならないための予防に重点を置き、乳幼児期から高齢期までのライフステージ<sup>(注4)</sup>に応じたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりを推進します。

今後は、三鷹中央防災公園・元気創造プラザに総合保健センターが移転したことを踏まえ、健康づくりの拠点としてその機能を強化するとともに、スポーツ施設等を活用した施策の展開等、市民の「健康寿命」の延伸に向けた取り組みを進めます。

(注4) ライフステージ：人間の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高齢期等と分けた、それぞれの段階のことです。

## ■ 子ども・子育て支援 ■

三鷹市では、次世代育成支援施策の総合的指針である「子育て支援ビジョン」（平成21年3月）や、具体的な施策や目標を示した「次世代育成支援行動計画（後期）」（平成22年3月）さらに同計画を継承し平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子どもの健やかな「育ち」を地域全体で支える「子ども支援」と「子育て支援」の取り組みを進めてきました。

子ども・子育て支援については、子どもを産み、育てることへの不安を解消することが重要です。また、近年の、核家族化、共働き家庭の増加、地域におけるかかわりの希薄化などの社会情勢を十分に認識したうえで施策を進める必要があります。

これまで、三鷹市は、子育て家庭の不安や負担感の軽減や孤立化を防ぐため、在宅子育て支援として親子ひろばや一時預かり事業の充実に取り組むとともに、待機児童解消に向けた認可保育園の開設支援や学童保育所の定員拡充に取り組んできました。

今後はさらに、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざし、親が親として子どもとともに成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を推進します。具体的には、結婚・妊娠・出産期からの切れ目のない支援を基本として、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的向上を図ります。

また、社会全体が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働して、それぞれの役割を果たす子育てしやすい地域づくりを一層推進することで、すべての子どもの健やかな成長が保障されるとともに、すべての子育て家庭の「生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）」が実現されることをめざします。

## 第3 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本目標と施策推進の基本的な考え方等

三鷹市基本構想では、健康福祉施策の「基本的視点」と、高齢者、障がい者、子ども等すべての健康福祉施策の分野ごとに「施策の方向」を定め、また、三鷹市健康福祉総合条例では「健康福祉施策推進の基本理念」等基本的事項を定めています。

そこで、健康福祉総合計画2022の「基本目標」と「施策推進の基本的な考え方」を、こうした「三鷹市基本構想」及び「三鷹市健康福祉総合条例」を基本としながら、その後、改定等を重ねてきた「基本計画（市の施策全体の総合計画）」及び「健康福祉総合計画」を踏まえて、次のとおり定めます。

また、各分野別計画の「基本目標」と「施策の基本的方向」についても、同様の考え方に従い、次のとおり定めます。

#### (1) 健康福祉総合計画の「基本目標」と「施策推進の基本的な考え方」

##### ＜基本目標＞

高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民が、地域において、健康で安心して、いきいきと豊かな生活を送ることができる「高福祉のまち」をつくる

##### ＜施策推進の基本的な考え方＞

- すべての市民が個人として尊重されることを基本に、「市民の自立への努力（自助）」「地域における支え合いの仕組みにより展開される福祉活動（共助）」及び「市民の自立支援への市の健康福祉施策（公助）」が相互に連携して推進されることによって「高福祉のまち」の実現をめざす
- サービスの質を確保し、市民、関係機関、事業者等と市が協働して地域コミュニティを基礎として、利用者の視点に立ったサービス提供をめざす

#### (2) 各分野別計画の「基本目標」と「施策の基本的方向」

##### ア 地域福祉計画

##### ＜基本目標＞

地域においてすべての市民が共に支え合い、いつまでも住み慣れた地域社会で安心して生活を営み、いきいきと活動ができるまちづくり

##### ＜施策の基本的方向＞

市民、関係機関、事業者等と市が協働してコミュニティ住区等に基礎をおいた支え合いの仕組み（地域ケアネットワーク等）の充実と発展に向けた支援を図るとともに、保健、医療、福祉の連携や福祉人財の養成を進める

## イ 高齢者計画

- ＜基本目標＞ 高齢者一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる地域社会の実現
- ＜施策の基本的方向＞ 医療、介護、福祉の多職種の連携を深めながら、認知症施策や在宅医療と介護の連携、生活支援サービスの充実・強化を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組む

## ウ 障がい者計画

- ＜基本目標＞ 障がい者が人権を尊重され、住み慣れた地域において個性を生かしつつ社会の構成員として自立した生活と活動ができ、誰もが障がいの有無にかかわらず共生できるまちづくり
- ＜施策の基本的方向＞ 障がい者の自立支援施策を基礎に、障がい者の主体的な活動を保証するバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、障害者総合支援法の見直し等、国の動向を注視しながら、障がい当事者の視点に立ったサービス提供を進める

## エ 生活支援計画

- ＜基本目標＞ 生活保護や医療保険など基本的な社会保障制度の運用による、安心で安定した市民生活の確保
- ＜施策の基本的方向＞ 生活保護制度や国民健康保険制度の適正な運用と、国民年金等関係機関が実施する社会保障制度に関する相談等への適切な対応、その他関係機関の連携による生活困窮者自立支援制度を始めとする生活支援の充実を図る

## オ 健康づくり計画

- ＜基本目標＞ 市民一人ひとりが、心も身体も健やかで、肉体的、精神的、社会的に調和のとれた健康長寿のまちづくり
- ＜施策の基本的方向＞ 市民一人ひとりが生涯を通して「自らの健康は自らが守り・つくる」という意識の醸成を図りつつ、病気にならないための予防に重点を置き、乳児期から高齢期までのライフステージに応じたサービスを提供できるよう、保健、医療、福祉の連携を図りながら、総合的に健康づくりを推進する



## カ 子ども・子育て支援計画

＜基本目標＞ 子どもの最善の利益を基本とし、すべての子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支える環境の整備と充実

＜施策の基本的方向＞ 「三鷹子ども憲章」「三鷹市子ども・子育て支援ビジョン」の理念を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的に子ども・子育て支援を推進することで、すべての子どもの健やかな成長の保障とすべての子育て家庭の「生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）」の実現を目指す

## 第4 計画の施策体系

	〈個別計画〉	〈施策体系（大項目）〉
健康福祉総合計画	第1 地域福祉計画 (地域福祉の推進)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の推進</li> <li>2 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり</li> <li>3 安心して暮らせる地域づくり</li> <li>4 福祉を支える環境整備</li> <li>5 健康福祉施策の推進体制の整備</li> </ol>
	第2 高齢者計画 (高齢者福祉の充実)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画等の策定と推進</li> <li>2 社会参加の促進</li> <li>3 安全安心の生活の確保</li> <li>4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進</li> <li>5 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進</li> <li>6 介護保険制度の円滑な運営</li> <li>7 推進体制の整備</li> </ol>
	第3 障がい者計画 (障がい者福祉の充実)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の改定等と推進</li> <li>2 障がい者を支える環境づくり</li> <li>3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立</li> <li>4 社会参加と交流の推進</li> <li>5 地域における自立生活の支援</li> <li>6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保</li> <li>7 推進体制の整備</li> </ol>
	第4 生活支援計画 (生活支援の充実)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護</li> <li>2 生活のセーフティネット</li> <li>3 国民年金</li> <li>4 医療保険</li> <li>5 推進体制の強化</li> </ol>
	第5 健康づくり計画 (健康づくりの推進)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画の改定等と推進</li> <li>2 元気創造拠点の活用</li> <li>3 健康づくりの推進</li> <li>4 疾病予防の推進</li> <li>5 母子保健・医療等の推進</li> <li>6 健康づくりの推進体制の整備</li> </ol>
	第6 子ども・子育て支援計画 (子ども・子育て支援の充実)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様な主体の参画と協働による地域子育て環境の整備</li> <li>2 健やかに育つための子ども・家庭支援</li> <li>3 子どもの育つ力を引き出す保育環境の充実</li> <li>4 子どもの総合的な育成環境の整備</li> <li>5 子育て支援施策の質の向上を目指した検証・研究</li> </ol>

## 第5 まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
福祉ボランティアの参加者数	18,310人	23,060人	24,185人	25,300人
地域ケアネットワークの設立 住区数及び活動の充実	4住区	7住区	充実・発展	充実・発展

各地域ケアネットワークや社会福祉協議会等を中心とする地域福祉活動の参加者数(延べ人数、社会福祉協議会等登録・連携のボランティア団体やNPO法人)による「支え合う福祉」の目安となる目標です。平成26年度に全住区で設立された地域ケアネットワークについては、活動の充実と発展をめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
高齢者社会活動マッチング推進事業の会員数	2,034人	2,554人	2,975人	3,500人

市内の元気な高齢者の活動を示す指標です。能力・知識・技術・経験を持つ高齢者とそれらを必要とする市民とを、ICT(情報通信技術)等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることをめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
介護予防活動立ち上げ支援事業支援団体数	——	——	20団体	180団体

市内で介護予防に取り組む介護予防自主グループの立ち上げの支援団体数を示す指標です。一人でも多くの元気な高齢者を増やすことをめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
認知症サポーターの養成者数	1,950人	5,542人	9,100人	11,500人

認知症高齢者を地域で支える担い手の養成を示す指標です。認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていただけることをめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
障害福祉サービス受給者証の 発行数	951人	1,254人	1,694人	2,050人
障害福祉サービスの利用率 (利用者数/発行数)	86.0%	89.1%	96.9%	97.0%

障害福祉サービスの利用状況を示す指標です。障がい者の自立支援を推進するため、相談支援の充実等によりニーズに応じた的確なサービスの提供を行います。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
市内グループホームの入居定員	103人	164人	193人	210人

障がい者の地域生活の受け入れ体制を示す指標です。市内の社会福祉法人等との協働のもと地域生活の受け皿となるグループホーム<sup>(注1)</sup>の入居定員の拡充を図ります。

(注1) グループホーム：夜間や休日、共同生活を行う住居のことで、入浴や食事、トイレ等の介護や相談などの援助を行います。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
就労支援事業による就労者数	55人	94人	158人	160人

生活保護の就労支援プログラム及び生活困窮者自立支援事業における新規就労者数を示す指標です。生活保護受給者への自立支援プログラムの拡充と生活困窮者への就労支援の実施により、就労による自立助長を図ります。

※生活困窮者自立支援事業は、平成27年度より開始しました。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
健康づくり事業への参加者数	9,998人	9,699人	12,348人	13,000人

健康づくり事業への参加状況を示す指標です。市民の健康の保持増進を推進します。

内訳：地域健康づくり推進事業（健康づくり委員会等連絡会、栄養料理教室、親子料理教室、保健栄養相談、コミュニティ・センター祭り、健康講座）・栄養指導事業（離乳食講習会、1歳からのごはん、2歳からのごはん、プレママの講習会、プレママ・パパの食育講習会、出前講座）・歯科保健事業（歯の衛生週間歯科相談、出張型講習会、出前講座）・成人事業（女性の健康講座、骨粗しょう症予防教室、健康栄養歯科相談）

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
健康診査の受診者数	27,505人	31,570人	30,379人	32,000人

健康診査の受診状況を示す指標です。健康診査を受診して、生活習慣病の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図ります。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
子ども家庭支援センターの利用者数	68,038人	76,073人	67,943人	70,000人

子ども家庭支援センターに来館する延べ利用者数を示す指標です。子どもの人権を尊重し、子育て中の家庭を支援して、地域や家庭、学校や保育園とも連携しながら子ども・子育て支援を推進します。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
保育園待機児童の解消	243人	179人	190人	0人

保育園の待機児数を示す指標です。民間認可保育所や認証保育所の開設支援、市立保育園の定員の弾力運用等により、平成30年4月1日現在で190人であった待機児童をなくすことをめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
市内の保育施設における保育定員数	2,491人	3,122人	4,047人	4,600人

市内の保育園・認証保育所・家庭的保育事業者等すべての保育施設における保育定員数を示す指標です。様々な施策を組み合わせ、学齢期前人口動向も注視しつつ保育ニーズに対応した定員拡充をめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
地域子どもクラブの事業の参加者数	167,247人	208,710人	205,093人	210,000人

各地域子どもクラブ事業で行っている、地域活動・育成活動への子どもたちの参加を示す指標です。学校・家庭・地域との連携・協力により、放課後の子どもの居場所づくり事業の充実をめざします。